

三平事務所通信 2015.12.1



【コラム】 最近の学生事情

三平 和男

最近、社労士会の研修の打ち合わせや学生への講義などで大学を訪問する機会があるが男子学生も女子学生も、皆さん真面目でおとなしいという印象である。授業においても真面目に講師の話聞き、レポートをしっかりと書いて提出するが、質問や意見がほとんどなく、反応が乏しいことが多い。

また、初めて訪問する大学では、目的の建物の場所がわからず、学生に聞くことがあるが、一様に皆、親切に教えてくれる。ただ、声をかけると驚いたように、おどおどした様子でたどたどしい口調で説明してくれる学生が多い。

そういう姿を目の当たりにすると、この若者たちが今後社会人として、企業組織の輪の中で、同僚や上司と必要なコミュニケーションが取れるのだろうかという不安を感じてしまうことがある。

最近ではそのような事情もあって、大学においてキャリア教育が重視されるようになっており、社会人基礎教育の役割を担わされてきているという状況がある。

一方で、入学と同時にアルバイトをする学生も多くいるが、残業代未払いやハラスメントなど、最低基準である労働基準法が守られていない職場もあり、学生からの相談も多くあるという。

また、残念ながら一部の企業では、若い学生を使い捨てのように扱ってブラックバイトという不名誉な称号を与えられてしまうところもある。そして、その不名誉な称号はネット社会のなかで瞬時に広まり、企業としての価値を大きく低下させてしまうことになる。

希望を胸に社会人としてスタートした新入社員の3割が入社して3年以内に退職してしまうという現状は、アルバイト時に経験した職場環境による企業組織や大人に対しての不信感が原因の一つであるなら、当然と考える。

今年の大学生の就職状況は売り手市場であるため、複数の内定を得ている者も多いうという。企業側も内定を出すことで学生を囲い込み、無理やり就活を終わらせる「オワハラ」が社会問題ともなった。他方において、内定を得た後も、より良い条件の企業を求めて就活を続ける学生側のもモラルも問題とされてもよいのではないかと。特に中小企業においては、新卒採用が1、2名と少数である場合も多く、採用時期のピークを過ぎてからの辞退は事業計画に大きな変更を強いられることになる。

いずれにしても企業にとって、人材は宝である。そして企業は特に若い人材を職業人として教育指導して、育てていく社会的責任がある。社会保険労務士として、企業も学生もモラルを守り、互いに成長していく組織風土を醸成していきたいものである。

《若者雇用促進法に基づく新たな認定制度が始まりました》

平成27年10月1日より「若者雇用促進法に基づく認定制度が始まりました。その内容は若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図るものです。

認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば認定企業となることができます。

認定を受けると、ハローワーク等で重点的にPRしてもらえたり、認定企業限定の就職面接会などにも参加できるようになるほか、若者の採用・育成支援する関係助成金が加算されるなどのメリットがあります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000098791.pdf>

《見直しが進む介護休業制度》

育児休業の取得率はかなり高まっていますが、一方で介護休業の取得率は低く、介護離職は増加傾向にあります。こうした状況を受け、安倍政権は「介護離職ゼロ」を掲げ、対策をスタートしています。

実際に厚生労働省の労働政策審議会では、雇用均等分科会で介護休業制度について分割取得ができるように、また、介護休暇制度をより柔軟に取得できるよう取得単位を短くしたりという議論が行われています。また、職業安定分科会雇用保険部会では、雇用均等分科会の議論を受け、分割取得をする場合の給付や、そもそもの介護休業給付の給付率について議論が行われています。

《『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』》

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動です。今年『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』を標語として平成27年12月15日から平成28年1月15日までが実施期間です。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなります。各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となります。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。